

「春過て」の和歌は、「ちりすいたる枝」の注として記されているのである。一方、長珊聞書は「ちりすいたる枝」の部分に「御説」とする注記がみられない。「ちりすいたる枝」に「御説」がないから、その分の注もあわせて「花の香」の和歌に注を付したのであろう。このように検討すると、47の和歌に見られる長珊聞書の指摘は独自注というよりはむしろ、「ちりすいたる枝」の部分の注がないためにこの場に記されたと推定されよう。

岷江入楚は「此抄ニ引処ノ肩付」として「一 或抄 此抄一本アリ 此内御説トアルハ称名院ノ義也」と記し、「御説」が公条説であることを示しているが、長珊聞書を一瞥すると、注釈される部分が限られていて、注を付さずに源氏物語の本文が引用される部分も多いことに気付く。そして「御説」として記される注記は、その限られた注記の中のさらに一部に過ぎない。岷江入楚は真木柱⁵⁶の注に「或抄」として万葉集の「たかまとの野へのかほ花面かけにみえつ、いまは忘れかねつ、」の和歌を引用するが、この和歌は岷江入楚では「或抄」として見えるだけで、「河」としても「秘」としても見られない。『源氏物語引歌索引』⁸⁾を見ても、指摘されているのは岷江入楚と湖月抄のみである。あるいは三条西家において継承された引歌ではないのかもしれない。岷江入楚は「或抄」として長珊聞書を引用するが、この部分の長珊聞書を見ても「御説」とは記されていない。本廣氏が指摘される通り、長珊聞書は「多くの注釈書が引用されている」⁹⁾。そして岷江入楚が「此内御説トアルハ称名院ノ義也」と記すように、「御説」以外は三条西家の説とは限らない。同じく「此抄ニ引処ノ肩付」として引用さ

れる三条西家の説を継承した他の注釈書とは事情が異なるのである。岷江入楚の「或抄」を検討する時に留意すべき事であろう。「或抄」の他の注については稿を改めて検討したい。

注

- (1) 源氏物語注釈史の研究（桜楓社 昭55）
- (2) 本廣陽子「長珊聞書」に見られる公条説―葵巻を中心に―（中古文学90 平24・11）
- (3) 岷江入楚―諸説集成の思想（前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎 平23）
- (4) 岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊により、源氏物語古註釈集成の通し番号により注の位置を示した。
- (5) 岷江入楚の引歌の指摘は、「秘」として指摘されることは少なく、河海抄を引用することが多いこと、「秘」として記された内容は「河海抄」「花鳥余情」を参照することを前提に記されたと推定されることを、「岷江入楚引歌について」（『中京大学国際教養学部論叢』8―1、平27・9）で検討した。
- (6) 本廣氏は注（2）論文で、「（孟津抄に）同内容の注が見られる」ことを指摘し、「孟津抄」は三条西家の源氏学をもととしたものであり、九条植通は公条の講釈も受けていたはずであるから、その内容が反映されているのではなからうか」とされた。
- (7) 長珊聞書の内容は、国文学研究資料館の紙焼き写真により確認した。
- (8) 伊井春樹氏編『源氏物語引歌索引』（笠間索引叢刊56 昭52）
- (9) 本廣陽子氏は「長珊聞書」の注釈（三重大学日本語学文学22 平6）で、「長珊聞書」を一見してまず気づくのは、多くの注釈書が引用されているということであるとされた。

あらしとよめり

アの「此梅のちりすきたることく」とある「此梅」とは、「前齋院よりとて」「御文」を「つけ」て「持て参」った「散りすきたる梅の枝」を指すのであろう。齋院は、「此梅のちりすきたることく」「わか盛」も全盛期を過ぎたというのであろう。ウで指摘するように、「花は匂ふ」が「枝はにほふましき」ゆえに、すでに花が散り、枝が透けるようになった梅の枝は匂わないであろう。イ散り透いた梅の枝が匂わないように、私が合せた香も役には立たないであろう。エ「花の香はちにし枝にとまらねど」と詠んだ「とまらねども」は、「卑下の詞」である。これらのことは、オ「前にちり透たると書たる」ことで「首尾也」。こうしたことから、齋院の和歌はカ「匂もなき枝なれとそなたの袖にうつるによりて香もあさくはあらしとよめり」すなわち、齋院自身が盛りを過ぎて匂を失っているように、齋院が合せた香も香もないが、「そなたの袖にうつるによりて香もあさくはあらし」と詠んだと孟津抄は言う。

孟津抄を念頭に置いて「秘」として記された注を再検討してみたい。

此合せ給ふ薫物は匂もなければども、うつし給ふべき袖からなるべしと 我身を卑下し給へるなり 只かばかり袖に残れるも此心也

「此合せ給ふ薫物は匂もなければども」という「此合せ給ふ薫物」は、前齋院が調合した薫物のことであろう。散り透きたる枝に付けて贈

り、その枝と同様に「匂もなければども」「うつし給ふべき袖から」香りがするというのは、前齋院の卑下であろう。そして、「只かばかり袖に残れるも此心也」という「只かばかり袖に残れる」は、「春過ぎて散りはてにける梅花たゞか許ぞ枝に残れる」をふまえた表現「散りすいたる枝に付けた」ことも、「此心」すなわち卑下の心だといっているのである。すると、「秘」として記された説も、「散りすいたる枝」に付けたことを念頭に置いて記されていることがわかる。「前にちりすきたる枝につけたるとあれば」という指摘こそないが、その部分を意識して解釈していることは間違いないであろう。孟津抄と併せて検討することで、岷江入楚の「秘」の理解は容易になる。このことは、孟津抄が明星抄や細流抄には見られない岷江入楚の「秘」と同様の公条説を継承している一例として注目されよう。

それでは、どうして、長珊聞書にある「前にちりすきたる枝につけたるとあれば」という指摘が「秘」にはないのであるのか。ここで「ちりすいたる枝」の部分の注を見よう。岷江入楚は「河」として先に引用した高光日記とする記事を載せる。孟津抄は、この部分に次の注を記す。

僅よりの御ふみ也前の字清てよむへしちり透也高光日記云ひえの山に住侍りけるに人のたき物をこひて侍りけるま、にすこし梅の花わつかに散残りて侍枝につけてつかはしける

春すきて散透にける梅花た、香はかりそ枝にのこれる

注は、「春過ぎてちりすきにける枝なれはた、香はかりそ枝に残れる」という和歌をふまえて「ちりすきたる梅のえたに」付けて贈られたことにも前斎院の卑下の心が見られると解釈すべきであろう。

二 現代の解釈との比較

本廣氏は、或抄御説が「散りすきたる梅の枝」に付けて届けられたこと「を踏まえての表現であることを指摘することについて、「この指摘は的確であり、現代の注釈書にも引き継がれている。」とされた。公条は、現代の研究者から見て「的確であり、現代の注釈書にも引き継がれている」方向に向けて「源氏物語本文の解釈、再解釈を常に試みていた」のであろうか。ここで、この和歌について、現代の解釈と比較してみよう。日本古典文学全集は、この和歌について次の口語訳を載せる（引用に際して、私に番号を付した）。

- ① 「花の香」は自ら合せた薫香。
- ② それが姫君の「袖」によくしみるとして、
- ③ 若い姫君の魅力をたたえる歌。
- ④ また、「散りにし枝」に自分自身を喩、
- ⑤ 女盛りを過ぎた者の哀感をも言いこめる。
- ⑥ 「ちりすきたる梅の枝」（前ページ）に結びつけたゆえん。

これを岷江入楚の「或」「秘」と比較すると、和歌の解釈が②③であ

ることは共通している。本廣氏は、「或」に見られる⑥の指摘が「秘」には見られないとされたが、先に検討した通り、これも記されているとすべきであろう。一方、①④⑤は「或」には見られない。姫君の魅力をたたえる③ ことと対比する「女盛りを過ぎた者の哀感」⑤ についても「秘」は「我身を卑下し給へるなり」と記すが、この対比についても「或」は記していない。「秘」になくて「或」にのみ見られる現代語訳は見出せない。さらに、「秘」は①についても「卑下の心」があると記しているが、これは現代語訳には見られない。「秘」に記された解釈は、現代語訳にも遜色ない解釈であったといえよう。

三 孟津抄の注釈

なお、一で検討した47「花の香」の和歌について、「散りすきたる梅の枝」にさしたという指摘は、本廣氏が引用した注釈書には見られないが、氏が注27で一部引用する孟津抄⁽⁶⁾には長珊問書と同様で、しかもより詳しい注記が見られる。次に、孟津抄の記事を引用する。

- ア 斎院哥わか盛は此梅のちりすきたることくとの心也
 イ ちりすいたるやうにわか合たるは用に立ましき也
 ウ 花は匂ふとも枝にはほふましきと也
 エ とまらねともは卑下の詞也
 オ 前にちり透たると書たる首尾也
 カ 匂もなき枝なれとそなたの袖にうつるによりて香もあさくは

同じ公条の説でありながら、『明星抄』と『長珊聞書』の「御説」では二種類の異なった解釈が見られ、このことは公条が源氏物語本文の解釈、再解釈を常に試みていたことのあらわれであり、公条の解釈の広がりを見て取れるのではないだろうか。

長珊聞書のいう「たゞ香ばかりそ枝にのこれるの哥をひかせられ候」という指摘は、「秘」には見られない独自注なのであるか。まず、岷江入楚の「秘」とする注について、再検討してみたい。岷江入楚「秘」は次のごとく記す。⁴⁾

此合せ給ふ薫物は匂もなければ、うつし給ふべき袖からなるべしと 我身を卑下し給へるなり 只かばかり袖に残れるも此心也

「此合せ給ふ薫物は匂もなければ」という「此合せ給ふ薫物」は、前齋院が調合した薫物のことであろう。その薫物に「匂もなければ」も「うつし給ふべき袖から」香りがするというのが「我身」すなわち前齋院の「卑下」だという。そして「只かばかり袖に残れるも此心也」と続く。「只かばかり袖に残れる」という表現も「此心也」すなわち前齋院の卑下の心であると指摘している。

それでは前齋院の卑下の心であるという「只かばかり袖に残れる」は、何を指すのであろうか。「只かばかり袖に残れる」は、「花の香」の和歌には見られない。長珊聞書も指摘する「春過ぎてちりすきにける枝なれば梅花たゞか許ぞ枝に残れる」をふまえた表現であろう。岷江

入楚は「或 御説二」として本廣氏が引用した部分に続けて「引哥春過ぎてちりすきにける梅花たゞかはかりそ枝にのこれる」と記している。「秘」は、薫物ばかりではなく、「或抄」も引用するこの和歌にも、前齋院の卑下の心が見られると指摘するのである。そしてこの和歌は、岷江入楚38「ちりすきたる梅のえたに」の注に、河海抄を示す「河」として記されている。⁵⁾

河 高光日記云ひえの山に住侍けるに人のたき物をこひて侍けるまゝにすこし梅の花はつかにちり残りて侍る枝につけてつかはしける 春過ぎてちりすきにける枝なればたゞ香はかりそ枝にのこれる

「春過ぎてちりすきにける枝なればたゞ香はかりそ枝に残れる」と、この和歌が引用されているから、「只かばかり袖に残れる」は、この和歌を引歌として記された「ちりすぎたる梅のえたに」とする本文をさすのであろう。この和歌に前齋院の卑下の心が見られるということは、「散りすいたる枝に付けた」ことにも、「此心」すなわち卑下の心が見られるということであろう。すると47の注に「秘」として記された「只かばかり袖に残れるも此心也」という解説も、「散りすいたる枝」に付けたことを念頭に置いて記されていることがわかる。或抄御説のように「前にちりすきたる枝につけたとあれば」という指摘こそないが、その部分を意識して解釈していることは間違いないであろう。これらのことから「秘」の「只かばかり袖に残れるも此心也」という

較すると、両者が相違する項目について、通勝は「秘」と「聞書等」の説が異なることを記して両者を比較している。そして「秘」として自らが継承した公条説にこだわらずに「可然」とする説を選択して自説を記していた。こうしたことから「秘」として記された注が発展して「聞」「聞書」になったというよりはむしろ、通勝は二種類の公条説を継承した上で、両者を比較して自説を展開していたと推論した。

岷江入楚の編集方針が巻により異なることは十分に想定できる。そこで、まず梅枝巻47「花の香は」の注を再検討したい。本廣氏は梅枝巻47「花の香は」の注で長珊聞書が「たゞ香ばかりぞ枝にのこれるの哥をひかせられ候」と記したことが独自注であるとして、長珊聞書・明星抄を引用して次のように記された。

⑱ 『長珊聞書』「御説」〔梅枝〕

花の香はちりにし枝にとまらねどうつらむ袖にあさくしまめや
御説に前にちりすきたる枝につけたるとあればちりすきたる花の
枝などにはとまるまじけれ共そなたの御うつしあるべき御袖には
あさくはしむまじきと也 たゞ香ばかりぞ枝にのこれるの哥をひ
かせられ候

『明星抄』〔秘抄〕も同文)

此合せ給ふ薫物は匂もなければ、うつし給ふべき袖からなるべ
しと 我身を卑下し給へるなり 只かばかり袖に残れるも此心也

この歌の解釈について、『明星抄』『秘抄』は「散りにし枝にと

まらねと」と、自分を卑下して詠んだと解釈している。そして、次の如覚法師の歌「春過ぎて散りはてにける梅花たゞか許ぞ枝に残れる」(拾遺集・巻十六・雑春・一〇六三)を引き、この歌が示すのも同じ卑下の意であると説明する。それに対し、『長珊聞書』の「御説」は、「散りにし枝にとまらねど」の句が、「ちりすきたる枝に付たる」とあるのを受けて読んだものと説明するのである。これは、「梅枝」巻のこの歌の少し前に、「花をめつつおはするほどに、前斎院よりとて、散りすきたる梅の枝につけたる御文持て参れり」とあり、この文は「散りすきたる梅の枝」に付けて届けられたことが記されている。それを踏まえての表現であることを指摘するのである。

この指摘は的確であり、現代の注釈書にも引き継がれている。しかし、これは、『河海抄』『花鳥余情』をはじめ、『弄花抄』『細流抄』『萬水一露』『紹巴抄』にも見られない。このような新たな指摘も、『長珊聞書』の「御説」には見ることができるのである。

(略)

通勝が『長珊聞書』の「御説」を『岷江入楚』に採用するということは、「御説」を記し留めておくべき重要な公条説であると判断したということである。(略)

『長珊聞書』の「御説」を採用したということは、その説が、通勝にとつて、『長珊聞書』にしか見られなかった、つまり通勝の手持ちの公条の注釈書には記されていない説であったことを意味していると考えられよう。(略)

岷江入楚の「秘」と「或抄御説」

——梅枝卷「花の香は」の注を中心にして——

小 高 道 子

岷江入楚はその序文から、中院通勝が細川幽齋の求めに応じて諸注を集成した書とされる。集成した諸抄について通勝は「此抄引処ノ肩付」として書目を記しているが、その末尾に「或抄」「此抄一本アリ此内御説トアルハ称名院ノ義也」と記されている。この「或抄」については、伊井春樹氏¹⁾により長珊聞書であることが明らかにされた。また本廣陽子氏は、梅枝卷「花の香は」における長珊聞書の注が「通勝が喜んで引用した」他の注釈書には見られない独自注であるとして、「『長珊聞書』『御説』を研究することは、翻って『岷江入楚』の成立や通勝の編纂意図などにも光を当てることのできる可能性をはらんでいるということも指摘しておきたい」とされた²⁾。

「或抄」として引用される長珊聞書は、「聞」「聞書」として引用される紹巴抄と同じ連歌師の注でありながら、「此抄引処ノ肩付」に「或抄」としてそこに三条西公条説が記されていることが明記されているが、それでは、そこに引用される公条注は、「通勝の手持ちの公条の

注釈書には記されていない説で」あったために、「記し留めておくべき重要な公条説であると判断したということであ」ろうか。本稿では、梅枝卷「花の香は」の注を再検討することを通して、岷江入楚が引用する三条西家の注釈書と長珊聞書について検討を加えたい。なお、岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊により、源氏物語古注集成の通し番号により、項目を示す。

一 梅枝卷47「花の香は」の注

岷江入楚の研究が進み、岷江入楚の「聞」「聞書」とする注は紹巴説であることが明らかにされた。紹巴説でありながら紹巴の名を出さずに「聞」「聞書」として引用することについて、小川陽子氏は情報操作であるとされた³⁾。しかしながら、真木柱巻において「秘」として記された公条説と、「聞」「聞書」として記された紹巴経由の公条説とを比